

福岡県公報

令和5年3月10日
第 380 号

目 次

告 示 (第123号 - 第134号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の廃止	(県民情報広報課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○特定危険薬物の指定	(薬務課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
公 告		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	4
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	4
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	5

○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

教育委員会

○情報通信の技術を利用して行う福岡県教育委員会の所管する行政手続等	(教育庁義務教育課)	11
-----------------------------------	------------	----

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	12
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局特別監査室)	17

公安委員会

○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	20
-------------	---------------	----

海区漁業調整委員会

○共同漁業及び区画漁業の漁業計画に係る公聴会の開催	(漁業管理課)	21
---------------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画道路を変更（遠賀広域都市計画道路 3・5・47-1号直方芦屋線の変更）

福岡県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	久留米 筑後線	前	筑後市大字前津931番6先から 筑後市大字前津370番1先まで	5.1 ～ 20.8	804.0
			前	筑後市大字前津931番6先から 筑後市大字前津370番1先まで	15.0 ～ 33.0	880.0
			後	筑後市大字前津931番6先から 筑後市大字前津370番1先まで	5.1 ～ 20.8	804.0
			後	筑後市大字前津931番6先から 筑後市大字前津370番1先まで	15.0 ～ 20.2	880.0

福岡県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

八女	久留米 筑後線	筑後市大字前津1369番1先から 筑後市大字前津370番1先まで
----	------------	-------------------------------------

福岡県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽 石川内線	八女市星野村17095番2先から 八女市星野村17095番3先まで

福岡県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画道路を変更（筑後中央広域都市計画道路 3・4・30-1号早津崎玉満線、3・4・30-2号五反田国分寺線、3・5・30-3号塚崎東畑新領線、3・4・30-4号玉満西牟田線、3・4・30-5号金屋三瀧駅西線の変更）

福岡県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同

法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

北野大刀洗都市計画道路を変更（北野大刀洗都市計画道路 3・4・31-1号永畑茶屋線、3・4・31-2号西屋敷橋口線の変更）

福岡県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	野 路 土佐井 線	築上郡上毛町大字東上3340番先から 築上郡上毛町大字東上3312番先まで

福岡県告示第130号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第302号筑後中央広域都市計画下水道事業柳川公共下水道事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示す

る。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
柳川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑後中央広域都市計画下水道事業柳川公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和57年2月13日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
令和元年8月福岡県告示第242号の事業地に次の区域を加える。
柳川市 吉富町字八幡及び字村中の各字の一部
弥四郎町字萬全及び字屋敷田の各字の全部並びに字前田の一部
上宮永町字野田の全部並びに字高町、字北馬場、字南馬場、字中小路及び字本家の各字の一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第132号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特定危険薬物の名称
 - (1) 化学名 N-（4-フルオロフェニル）-N-〔1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル〕フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類
 - (2) 化学名 N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
 - (3) 化学名 （8R）-N, N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9, 10

ージデヒドロエルゴリンー8ーカルボキシアミド及びその塩類

(4) 化学名 1 - [1 - (3 - メチルフェニル) シクロヘキシル] ピロリジン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和5年3月11日

福岡県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年7月福岡県告示第621号遠賀広域都市計画下水道事業岡垣公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

岡垣町

2 都市計画事業の種類及び名称

遠賀広域都市計画下水道事業岡垣公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年3月2日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第357号筑豊広域都市計画下水道事業小竹公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

小竹町

2 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画下水道事業小竹公共下水道

3 事業施行期間

平成17年1月5日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和5年2月8日小郡市告示第11号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画ごみ処理場の変更（令和5年2月15日大牟田市告示第209号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久山町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道久山公共下水道（令和5年2月14日5久山町告示第5号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により水巻町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画公園（令和4年12月6日水巻町告示第87号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字上府字花ノ浦130番3から130番7まで、並びに灰カフリ493番2、

493番4、493番5、499番2、499番3、499番5、500番8から500番10まで、501番10及び501番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区水谷一丁目21番1号

学校法人博多学園

理事長 八尋 太郎

公告

三潞南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

退任理事

氏 名	住 所
荒巻 猛	三潞郡大木町大字筏溝483・484番地合併1

公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

退任理事

氏 名	住 所
境 公雄	三潞郡大木町大字横溝2976番地1

公告

東八田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

退任理事

氏 名	住 所
家令 洋右	築上郡築上町大字東八田388番地

公告

清算法人上新入土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏 名	住 所
石田 幸男	直方市大字上新入2985番地

2 就任監事

氏 名	住 所
貞光 孝宏	直方市大字下新入505番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字中尾687番6及び687番14から687番42まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市東櫛原町2589番地6

株式会社駅前不動産買取バンク

代表取締役 田中 義之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市高祖字山犬ノ尾1123番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市浦志二丁目6番10-401号

大神 哲雄、大神 亜友美

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過

していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）

ケ 営業概要表（様式第 5 号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和5年3月28日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務

- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約の期間
契約締結日から令和6年5月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月12日福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、令和5年3月28日（火曜日）までに次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
令和5年4月19日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	A A

13	06	広告宣伝	A A
----	----	------	-----

- (2) 過去 2 年間に同種・同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。
- ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。
- イ 同程度の基準は、3 万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1 年間に 2 回以上）製作したことがあることとする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年 2 月 22 日 13 管 達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部県民情報広報課
 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）
 ファクス 092-632-5331
- 6 契約条項を示す場所
 5 の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
 この公告の日から令和 5 年 4 月 18 日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで 5 の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
 5 の部局とする。

- (2) 提出期限
 令和 5 年 4 月 18 日（火曜日）午後 5 時 00 分
- (3) 提出方法
 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 福岡県庁総務部会議室（地下 1 階）
- (2) 日時
 令和 5 年 4 月 19 日（水曜日） 午前 10 時 00 分
- 11 落札者がいない場合の措置
 開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
 見積金額（この号において「見積金額」とは、各戸配布広報紙 1 部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に 13,084,700（令和 4 年 5 月から令和 5 年 3 月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版 1 部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に 2,100（令和 5 年 7 月から令和 6 年 5 月までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の 2 割に相当する額以上のものをいう。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、各戸配布広報紙 1 部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に 13,084,700（令和 4 年 5 月から令和 5 年 3 月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版 1 部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に 2,100（令和 5 年 7 月から令和 6 年 5 月までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の 2 割に相当する額以上のものをいう。）

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が 12 の (1) に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture.
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 p.m. on April 18, 2023

(3) Contact Point for the Notice :

Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3102

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字猪野字牟多田1447番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字猪野650番地 3
有限会社桐明設備工業
代表取締役 桐明 幸之助

教育委員会

福岡県教育委員会告示第1号

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県教育委員会規則第2号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように公示する。

令和5年3月10日

福岡県教育委員会

- 1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和5年3月27日	福岡県被災児童生徒就学支援事業補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和5年3月27日	福岡県被災児童生徒就学支援事業補助金実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和5年3月27日	福岡県教育委員会研究指定・委嘱校（園）研究費補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和5年3月27日	福岡県教育委員会研究指定・委嘱校（園）研究費補助金実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和5年3月27日	福岡県公立幼稚園感染拡大防止対策支援事業補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和5年3月27日	福岡県公立幼稚園感染拡大防止対策支援事業補助金実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和5年3月27日	学校統合支援事業補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和5年3月27日	学校統合支援事業補助金実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和5年3月27日	スクールソーシャルワーカー配置事業補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和5年3月27日	スクールソーシャルワーカー配置事業補助金実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和5年3月27日	ふくおか学力向上推進事業等補助金交付申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和5年3月27日	ふくおか学力向上推進事業等補助金実績報告

- 2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和5年3月27日	福岡県教育委員会研究指定・委嘱校（園）研究費補助金の事業の中止又は廃止
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和5年3月27日	福岡県教育委員会研究指定・委嘱校（園）研究費補助金の事業遅延の報告

福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和5年3月27日	福岡県公立幼稚園感染拡大防止対策支援事業補助金の事業の中止又は廃止
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第7条第1項	令和5年3月27日	学校統合支援事業補助金申請の取下げ
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第7条第1項	令和5年3月27日	スクールソーシャルワーカー配置事業補助金の申請の取下げ
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和5年3月27日	スクールソーシャルワーカー配置事業補助金の事業の中止又は廃止
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和5年3月27日	スクールソーシャルワーカー配置事業補助金の事業遅延の報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第7条第1項	令和5年3月27日	ふくおか学力向上推進事業等補助金申請の取下げ
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和5年3月27日	ふくおか学力向上推進事業等補助金事業の中止又は廃止
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和5年3月27日	ふくおか学力向上推進事業等補助金の事業遅延の報告

監 査 委 員

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した「大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について」の行政監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月10日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

4行経第3283号
令和5年2月21日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 世利洋介様
同 森行一様
同 大島道人様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 福祉総務課	トレーニングウェア及び下着については、備蓄量が備蓄計画上の目標量の3分の1程度に留まっている。流通備蓄による対応を想定しているのとことであるが、備蓄計画では、目標量を現物で備蓄することとされており、備蓄計画の見直しを含め、再検討が必要である。	衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要ななど備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保可能数も含め目標量を備蓄することとし、備蓄計画を改正する。 なお、流通備蓄の確保にあたっては、衣料品の提供可能な協定先を増やし、目標量を備蓄する。
総務部 防災危機管理局	更衣室や授乳室等を確保するためのパーテーション（屋根あり）については、物資の一覧表と現物を照合した結果、備蓄計画上の目標量に満たない状態（2台不足）であったため、計画に基づき着実な備蓄に努められたい。	パーテーション（屋根あり）2台を購入の上、備蓄拠点（県本庁舎）に搬入した。

<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>防災危機管理局所管物資については、管理要領上、取り扱いが明記されていない。物資の日常の管理や発災時の搬出を円滑に行うためにも、要領の見直しを検討されたい。</p>	<p>福岡県災害救助用備蓄物資管理要領を改正し、防災危機管理局所管物資の取扱いを明記するとともに、関係所属へ周知した。</p>
<p>総務部 防災危機管理局 福祉労働部 福祉総務課</p>	<p>一部の備蓄拠点において、保管スペースが不足しており、物資が詰め込まれ、奥に保管されているものは内容物の品目の確認すら困難な状況が見受けられた。 また、消防学校を除く備蓄拠点において、整理整頓が不十分であった。 発災時の搬出作業に支障を来すおそれがあることから、保管場所の変更も含め、保管スペースの確保に努めるとともに、カゴ台車、棚等の整備による整理整頓について検討されたい。</p>	<p>整理整頓が不十分であった備蓄拠点において、発災時の搬出作業をスムーズに行えるよう、物資の移転やカゴ台車等の整備により、整理整頓を実施した。 筑後農林事務所庁舎は保管スペースが不足していたため、筑後農林事務所庁舎から八女総合庁舎に備蓄拠点を変更し、南筑後保健福祉環境事務所が管理することとした。</p>
<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>防災危機管理局所管物資について、箱に品目の表示がないものが見受けられた。発災時に管理機関及び運送業者等が円滑に物資を搬出し、受取先においても物資の内容が容易に把握できるよう、所要の措置を講じられたい。</p>	<p>すべての備蓄拠点において、備蓄物資の品目が一目でわかるよう、物資名や管理所属を明らかにしたラベルを貼付した。</p>
<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>防災危機管理局所管分について、配置図は作成されているものの、一部実態と異なっていた。発災時に迅速な対応を行うためにも、整合性を図るとともに、配置図を保管場所の入口付近に掲示するなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。</p>	<p>すべての備蓄拠点の物資の配置を確認の上、配置図を作成し、それぞれの拠点の入口に掲示した。</p>

<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>防災危機管理局においては、物資を台帳ではなく一覧表で管理しているが、一覧表の更新だけでは受払いの経緯が不明となり、今回の監査で判明した物資の所在不明事案が再び生じかねない。このため、福祉総務課と同様に、各備蓄拠点の品目ごとに、その受払いがわかる台帳を作成されたい。</p>	<p>すべての備蓄拠点及び備蓄品目ごとに台帳を作成し、各備蓄品の受払を明記することとした。</p>
<p>福祉労働部 福祉総務課</p>	<p>紙おむつ及び尿取りパッドについて、備蓄後相当の年数が経過しているが、段ボールに梱包されているため品質の確認ができず、使用可能な状態か不明であった。使用期限は定められていないものの、適切に保管されている場合の品質保持期間を約3年と設定しているメーカーもあることから、定期的な品質点検と一定期間での更新を検討されたい。</p>	<p>紙おむつ及び尿取りパッドについて、品質点検のうえ、更新を実施した。 今後は、定期的に品質点検を実施し、5年を目安に更新する。また、品質点検で使用できないことが確認されたものについては随時更新する。</p>
<p>総務部 防災危機管理局 福祉労働部 福祉総務課</p>	<p>保管場所に十分なスペースがなく、点検が困難なものが見受けられた。品質点検を行う上でも、保管スペースの確保に努められたい。</p>	<p>県本庁舎及び田川総合庁舎において、カゴ台車の整備により、整理整頓を実施し、保管スペースを確保した。 筑後農林事務所庁舎は保管スペースが不足していたため、筑後農林事務所庁舎から八女総合庁舎に備蓄拠点を変更し、カゴ台車の整備により、整理整頓を実施し、保管スペースを確保した。</p>
<p>総務部 防災危機管理局</p>	<p>現在、備蓄している発電機の燃料であるガソリンは危険物であり、現物備蓄が困難であることから、当該発電機の更新時には、カセットガスなど現物備蓄が容易な燃料で稼働するものへの変更を検討されたい。</p>	<p>発電機の動作用点検を事業者に委託の上実施し、異常がないことを確認した。 耐用年数経過等の更新時には、カセットガス等、備蓄が容易な燃料で稼働するタイプへ見直す。</p>

総務部 防災危機管理局	仮設トイレと、その附属品4点は一体として使用するものであり、災害時にはセットで搬出する必要があることから、備蓄に当たってもそのことを十分踏まえるよう管理機関に周知徹底されたい。	福岡県災害救助用備蓄物資管理要領を改正し、仮設トイレと附属品を一体として取り扱うことを明記するとともに、関係所属へ周知した。
総務部 防災危機管理局	福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領の見直しを検討し、関係所属に対し物資の適切な備蓄・管理について周知徹底されたい。	福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領を改正し、品目や有効期間について現状に応じた見直しを行い、関係所属へ周知した。

監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和4年11月14日4監総第424号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月10日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

4 教財第1291号
令和5年2月20日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 同 利洋介 殿
同 同 森行一 殿
同 同 大島道人 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年11月14日4監総第424号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	県外宿泊出張旅費について、宿泊料、朝食代、夕食代及び宿泊雑費の算定を誤ったため、支給過大となっていた。	支給過大となっていた出張旅費については、当該職員から返納させた。 所属長から出納員に対し、出張旅費の支出における複数名の職員によるチェックの徹底を指示し、再発防止を図ることとした。 出納員は、県外及び宿泊を伴う出張旅費の支出に際しては、出張命令書の計算内容や添付書類等について、複数の職員による相互チェックを確実に実施することとした。 教育委員会としても、再発防止のため、各所属に対し、本件を含む監査における指導事項等一覧表を添付した通知文書を発出し、適正な会計事務処理を徹底させることとした。

	<p>劇物薬品について、毒物劇物管理簿と現物の残量が一致せず、適正な管理がなされていないなかった。</p>	<p>所属長から管理責任者(教頭)及び管理担当者(理科教員)に対し、劇物薬品の取り扱いに当たっては、毒物劇物危険防止規定を遵守し、適正な管理を徹底するよう指示し、再発防止を図ることとした。</p> <p>管理担当者は、劇物薬品を使用した場合は毒物劇物管理簿(以下「管理簿」という。)に使用した日付と数量を速やかに記入することを徹底することとした。</p> <p>管理担当者及び管理責任者は、管理簿と現物の照合作業を少なくとも毎学期末に実施することとした。</p> <p>教育委員会としても、再発防止を図るため、各所属に対し、本件を含む監査における指導事項等一覧表を添付した通知文書を発出し、毒物及び劇物の適正な保管・管理を徹底させることとした。</p> <p>また、本庁主務課は、年1回学校を訪問し、管理簿と現物との残量照合を行うこととした。</p>
--	---	---

公安委員会

福岡県公安委員会告示第50号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和5年3月10日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和5年4月17日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル	
令和5年4月18日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで		福岡県指定自動車学校協会	
令和5年4月24日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	筑紫野市大字筑紫120番地1 筑紫野自動車学校	普通免許
令和5年4月25日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		福岡市南区花畑4丁目8番1号 マイマイスクール花畑	大型二輪及び普通二輪免許

令和5年4月26日（水曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	北九州市門司区大字畑120番地 アイルモータースクール門司	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種、中型第二種及び普通第二種免許
--------------------------------------	----------------------------------	--

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和5年4月7日（金曜日）まで（福岡

県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和5年4月6日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づき、共同漁業、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

令和5年3月10日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 開催日時

令和5年3月28日（火）14時00分

2 開催場所

柳川市三橋町高畑271番地 福岡県有明海水産会館

3 案 件

- (1) 農林水産大臣管轄漁場における共同漁業、区画漁業の漁場計画について
- (2) 福岡県有明海区における共同漁業、区画漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者